

「おきのえらぶ島産業クラスター創出拠点」愛称募集要項

1 趣旨

知名町では、平成30年4月のオープンを目指し、旧下平川保育所を改修し、観光案内所、コワーキングスペース、シェアオフィス、レクチャールーム、イベント等にも対応できる施設の整備を進めています。

この施設は、地域住民はもとより、島出身者や観光客等との交流機会を戦略的に作りだし、沖永良部発の新産業の創出・既存産業の高付加価値化につなげることを目的とし、「住んでよし、訪れてよし」の島づくりを実現することを目指しています。

より多くの皆さまに親しみを持っていただくため、愛称を募集します。

2 募集期間

平成30年3月7日（水）～平成30年4月6日（金）（当日消印有効）

3 応募資格

どなたでも応募できます。

4 募集内容・基準

おきのえらぶ島産業クラスター創出拠点の愛称

- ・施設全体のコンセプトや特徴がイメージできるもの
- ・親しみやすく覚えやすいもの
- ・他の名称や商標などに類似していないもの
- ・自身が創作した未発表のもの

5 賞

最優秀賞（1点） 3万円相当の品

6 応募方法

- （1） 提出方法は、郵送、ファックス、メールによることとします。
- （2） 応募にあたっては、応募用紙に愛称、愛称の説明（理由、意味など）、氏名、郵便番号、住所、性別、年齢、電話番号その他必要な事項を明記してください。
- （3） 応募用紙1枚につき愛称1点の応募としてください（一人3点まで可）。

7 応募用紙

応募用紙は、愛称応募用紙（別紙1）をご利用ください。応募用紙は、知名町役場企画振興課および一般社団法人おきのえらぶ島観光協会配布、又は知名町ホームページからもダウンロードできます。

8 決定

選定委員会において審査のうえ、受賞作品を決定します。

9 結果発表

受賞者には直接通知するほか、知名町のホームページなどで結果を発表します。

10 受賞作品の取扱等

- (1) 最優秀作品を採用作品としますが、採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、必要に応じて、補正・修正を付加して使用させていただくことがあります。
- (2) 採用作品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、商標登録をする権利その他一切の権利は、知名町に帰属するものとします。また、応募者は採用作品に対し著作人格権に基づく権利行使及び商標出願は行わないこととします。
- (3) 応募作品に著作権等に関わる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任となります。
- (4) 受賞作品が他者の権利を侵害すると判明した場合、又は本募集要項の規定に違反していることが認められる場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。
- (5) 応募作品は返却しません。また、応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (6) 応募に伴う個人情報については、この事業以外の目的で利用しません。
ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業等（例：会社員、高校生など）を知名町のホームページなどで公表させていただきます。

11 応募・問い合わせ先

知名町役場企画振興課 担当：渡辺 貴之

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 307 番地

T E L : 0997-84-3162 F A X : 0997-84-3172

E-Mail : china08@town.china.lg.jp

おきのえらぶ島産業クラスター創出拠点 愛称募集用紙

ふりがな			
愛称 必ずふりがなを記載してください。			
愛称の解説又は簡単な説明			
住所	〒 —		
ふりがな		年齢	歳
応募者のお名前	(男・女)		
職業又は学校名及び学年			
電話番号			

※応募に伴う個人情報については、この事業以外の目的で利用しません。ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業等（例：会社員、高校生など）を知名町のホームページなどで公表させていただきます。